

## 関東学院大学競争的資金等の事務処理に関する職務権限及び決裁区分等一覧表

◎:承認 ○:審査又は執行・実施 □:申請

職務権限事項		決裁区分等							備考
		研究者	学部等の事務担当者	学部等の事務担当課長	学部等の長	総合研究推進機構担当部長	経営企画部長	事務局長	
経費の執行に関すること	出金伝票の金額が5万円未満の場合	□			○ 〈審査〉			◎	直接経費の費目 ①物品費 ②旅費 ③人件費・謝金 ④印刷・製本費、通信・運搬費、賃借料、会議費等の研究を遂行するために必要なその他の経費
	出金伝票の金額が5万円以上の場合	□			○ 〈審査〉			◎	
経費の管理に関すること	発注段階での支出財源の特定 収支簿の管理		○ 〈実施〉						
物品等の発注に関すること	1個、1組または1件の発注金額が10万円以上の場合	□				○ 〈執行〉			総合研究推進機構担当部長の下、研究推進課が発注する。
	1個、1組または1件の発注金額が10万円未満の場合	○ 〈執行〉							
物品その他の検収に関する こと			○ 〈執行〉						
換金性の高い物品の管理に 関すること			○ 〈実施〉						
契約の締結に関すること		□			○ 〈審査〉		○ 〈審査〉	◎	
出張命令に関すること		□			○ 〈審査〉		○ 〈審査〉	◎	研究協力者等に対する出張依頼書についても左記決裁区分と同一とする。
研究支援者等の雇用・管理 に関すること	研究支援者等の雇用	□		○ 〈審査〉	◎				
	研究支援者等の雇用管理		○ 〈実施〉						
機関全体の視点からのモニ タリングに関すること	一定の基準に基づいた機関全体の視 点からのモニタリング					○ 〈実施〉			
間接経費の執行・管理に関 すること	間接経費の執行			□	○ 〈審査〉	□		○ 〈審査〉	◎
	間接経費の管理				○ 〈実施〉	○ 〈実施〉			